

県外での予防接種を希望する方へ

H27. 9

定期の予防接種（法律で定められているもの）については基山町が指定した「佐賀県内予防接種広域実施医療機関」で接種を受けることができます。しかし、やむを得ない理由により県外の医療機関等での接種を希望される場合、必要な手続きを行うことにより接種費用の助成を行います。原則として、接種前の申請が必要になりますので、希望される方は保健センターへご相談ください。

助成対象者

住民基本台帳に記録されている者で、定期予防接種を、やむを得ない事情により県外の医療機関で予防接種を受けた者

- ①母親の里帰り等の理由により、県外の医療機関で予防接種を受けた者
- ②医療機関等への入院、入所により、県外に事実上居住する者
- ③疾病等のため、県外の医療機関等で接種することが望ましい者
- ④その他町長が認める者

助成対象となる予防接種の種類

定期予防接種全般（乳幼児及び高齢者の受ける予防接種）

助成金額

県内の医療機関と委託契約している委託料と実際に支払った予防接種費用と比較して安い金額となります。

助成方法

接種時は全額支払いを行い、申請により指定された口座へ翌月 25 日に振り込みを行います（償還払い）。

適応日

平成27年4月1日接種以降に受けた予防接種費用から適応です。ただし、これから接種を希望される場合は、原則、接種前の申請が必要です。

注意

県外での接種を希望する場合、事前に定期予防接種を実施する要件を満たす医療機関であることの確認をお願いします。

手続き窓口・お問い合わせ先
基山町保健センター
TEL0942-92-2045
FAX0942-92-2148